

鬼北町こども計画策定のための調査業務プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

この要領は、鬼北町こども計画策定のための調査業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 業務名

鬼北町こども計画策定のための調査業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 委託上限額

令和7年度の1ヵ年で完了するものとし、事業費は次のとおりとする。

令和7年度事業費：¥3,586,000,— 以内

上記の範囲内で適切に見積るものとする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを条件とする。

(1) 町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。

(4) 過去に総合計画及びこども計画の行政計画に関する業務の実績を有する者

(5) 四国内に本店、支店又は営業所等を有していること。

(6) JISQ15001 認証（プライバシーマーク）を取得していること。

4 事務局（提出先及び問合せ先）

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町役場 町民生活課 福祉係

電話番号 代表 0895-45-1111（内線2120）

直通 0895-45-1115（内線2120）

FAX番号：0895-45-1119

メールアドレス：choumin@town.kihoku.ehime.jp

5 質問の受付及び回答

(1)提出期限：令和7年7月9日（水曜日） 午後5時15分まで

(2)提出方法：質問書（様式第1号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールで提出すること。

(3)宛 先：メールアドレスは「4 事務局（提出先及び問合せ先）」を参照のこと。

(4)件 名：送信の件名は、「プロポーザル 質問書（事業者名）」とすること。

(5)到達確認：送信後には必ず電話にてメール到達の確認を行うこと。

電話番号 代表 0895-45-1111（内線2120）

直通 0895-45-1115（内線2120）

(6)回答方法：令和7年7月11日（金曜日）（予定）に、質問者名を伏せて鬼北町ホームページに掲載する。

6 参加意思表明書等の提出

参加者は、以下の提出書類を期限までに提出すること。

(1)提出書類

①参加意思表明書（様式第2号）

②実績報告書（様式は任意）

・総合計画や子ども・子育て支援事業計画策定業務及びこども計画実績 ※納品年月を記載

③会社概要（会社の沿革及び組織等を記載したパンフレット等）

④企画提案書（様式は任意）

ア A4版縦とし、書式、页数については特に定めないものとする。（A3版による折込頁の挿入は可とする。）ただし、刷色は任意とし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。

イ 企画提案書の構成（以下の内容について、明瞭に記載すること）

- ・こども計画の基本的な考え方
- ・こども計画策定のための調査業務にあたってのポイント
- ・業務内容について
- ・業務実施体制
- ・作業工程スケジュール

⑤参考見積書（様式は任意）

- ・業務内訳明細を記載したもの。一式計上はしないこと。
- ・取引に係る消費税及び地方消費税を含めた金額を記入すること。

(2)提出期限

参加意思表明書関係（(1)①～③） 令和7年7月16日（水曜日）午後5時15分まで

企画提案関係（(1)④、⑤） 令和7年7月29日（火曜日）午後5時15分まで

(3) 提出方法：郵送又は持参。

提出先・宛先は「4 事務局（提出先及び問合せ先）」を参照のこと。

※持参の場合は、土曜・日曜・祝日及び閉庁時間は受付不可。郵送の場合は、提出期限厳守。

(4) 提出部数

①～③、⑤ 各 1 部

④ 7 部（正本 1 部及び副本 6 部）

7 プレゼンテーションについて

プレゼンテーションは次の要領で実施する。

(1) 日時（予定） 令和 7 年 8 月 5 日（火曜日）午後（詳細は別途通知する。）

(2) 場所 鬼北町中央公民館 3 階 大会議室

(3) 時間配分 企画提案内容の説明 20 分 質疑応答 10 分、計 30 分間とし順次個別に行うものとする。

(4) 説明者は本件を担当する者とし、出席者は 3 名以内とする。

(5) 留意事項

①資料は事前に提出のあった提案書等を使用し、追加資料は受け付けない。

②当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ事務局で用意する。プロジェクターを使用する場合は事前に事務局まで申し出ること。プレゼンテーションにパソコンその他の機器等が必要な場合は参加者が用意すること。プロジェクターまでの接続コードは参加者が持参すること。

③提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは、評価の対象としない。

8 審査について

(1) 審査方法

① 6 (1) の提出書類①～⑤の書類審査とプレゼンテーションを実施し、委員会で総合的に評価し、事業を最も適切に遂行できると判断される事業者 1 者を選定する。

②各審査委員は、別紙「鬼北町こども計画策定のための調査業務審査基準」に基づき審査を行う。

③最高点数の者が 2 人以上ある場合は、各審査委員の多数決投票により選定する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、応募者全員に通知する。ただし、順位や審査内容は公表せず、また選考結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約金額他を交渉する。

交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

9 スケジュール

	スケジュール項目	予定日程
1	指名通知・実施要領等の配布	令和7年7月 2日（水曜日）
2	実施要領に関する質問書の提出期限	令和7年7月 9日（水曜日）
3	実施要領に関する質問書の回答	令和7年7月11日（金曜日） 予定
4	参加意思表明書等の提出期限	令和7年7月16日（水曜日）
5	企画提案書等の提出期限	令和7年7月29日（火曜日）
6	プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年8月 5日（火曜日） 予定
7	審査結果通知	令和7年8月 8日（金曜日） 予定

※上記日程は、都合により変更することがある。

10 契約の締結

鬼北町は受託候補者として決定された者と契約の交渉を行うものとする。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

- (1) 最終的な契約内容及び契約金額については、審査後、受託候補者と鬼北町の間で提案内容等を確認する場を設け、実施可能な業務内容について精査・調整の上、最終的な仕様・契約金額を確定するものとする。
- (2) 契約する際の仕様については、提案内容及び協議内容を盛り込み作成するものとする。
- (3) 受託候補者特定後の契約手続は、鬼北町契約規則（平成17年鬼北町規則第64号）による。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。
- (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。